

風しん抗体検査に関するQ&A

Q1.対象を、令和6年度から妊娠を希望する女性とそのパートナー、風しん抗体価が低い妊婦のパートナーだけでなく、同居者にも広げたのはどうしてですか？

A1.今回の風しん抗体検査は、先天性風しん症候群を予防することを目的に実施しています。妊娠中(特に妊娠初期)の女性が風しんに感染すると、先天性風しん症候群の子どもが産まれてくる可能性が高くなります。そのため、妊娠する可能性の高い女性とその配偶者・パートナーの男性だけでなく、同居する方も対象としました。

また妊婦さんは、抗体価が低くてもワクチンを接種出来ないため、配偶者・パートナーだけでなく、同居する方についても予防する必要があります。そのため、抗体価の低い妊婦さんの配偶者・パートナーだけでなく、同居する方も対象としました。

Q2.妊娠を希望する女性や風しん抗体価が低い妊婦の同居者は、就学後の人しか対象にならないのはなぜですか。

A2.就学前の方は風しん第2期の定期予防接種の対象ですので、この制度の対象は就学後の方としています。

Q3. パートナーとはどういう人ですか？

A3. 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある同居の方をさします。

Q4. 風しん抗体価が低いとは？

A4. HI法で16倍以下、EIA法で8.0未満の場合です。厚生労働省の「予防接種が推奨される風しん抗体価」の値を基準にしています。

Q5. 妊婦の配偶者(パートナー)ですが、妊婦の抗体価がわかりません。

A5. 妊婦さんは妊婦健診で風しん抗体検査をしていますので、母子健康手帳や結果通知書等でご確認ください。

Q6. 「風しんにかかったことが明らかである」とはどういうことですか？

A6. 症状だけで風しんと診断された場合(臨床診断)は、実際には風しんではないことがあります。明らかに風しんにかかったことがある方とは、検査を受け、風しんであると確定診断されたことがある方です。

Q7. 今は学生ですがいずれは妊娠を希望しています。この制度の対象になりますか。

A7. A1のとおり先天性風しん症候群を予防することが目的ですので、「現在妊娠を希望している方」を対象にしています。ご了承ください。

Q8. 妊婦健診で風しん抗体価が低いと言われました。配偶者と同居していますが、配偶者の住民票は仕事の都合で東大阪市内においています。配偶者はこの制度の対象になりますか。

Q8. この制度は東大阪市民が対象になりますので、申し訳ありませんが配偶者の方は対象外となります。